

## 平成20年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成19年度予算額)

(平成20年度概算要求額)

246,933百万円

→

255,039百万円

## 1. 社会的養護体制の拡充

77,562百万円→80,633百万円

## (1) 里親制度の拡充

社会的養護体制の見直しの一環として、養育里親と養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、専門里親が受託する児童の対象を拡大するなど里親制度の見直しを行うとともに、里親手当の改善や里親支援体制の充実を図る。

(児童入所施設措置費(77,965百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,668百万円)の内数)

## ○里親手当の改善

里親委託を積極的に推進するため、里親制度の見直しとあわせて、里親手当・専門里親手当について、その改善を図る。

## ○里親受託支度費の改善

新たに委託措置した際に必要な被服、寝具、家具等の経費として支弁される里親受託支度費の充実を図る。

## ○里親支援機関による里親の支援(新規)

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の掘り起こし、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する事業を創設する。

## (2) 児童福祉施設の支援の充実

子どもの状態に応じたきめ細かな支援を推進するため、児童福祉施設における支援体制の充実を図る。

(児童入所施設措置費(77,965百万円))

## ○小規模グループケアの推進

虐待などにより心に深い傷を持つ子どものうち、家庭的な環境の中で手厚いケアを要する子どもに対応する職員を配置するなど、小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

580か所 → 613か所

## ○看護師の配置(新規)

医療的ケアが必要な子どもに対応するため、児童養護施設及び児童自立支援施設に常勤の看護師を配置する。

### ○幼稚園費の創設（新規）

児童養護施設又は里親へ措置されている子どもが幼稚園に通うための経費を支弁する幼稚園費を創設する。

### ○学習指導費加算の拡充

対象範囲を現行の児童養護施設に入所する中学3年生の子どもから、児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設又は里親へ措置されている中学生及び高校生に拡大するとともに、部活動に要する経費等も対象経費とする。

### ○施設入所児童家庭生活体験事業の促進

施設に入所している子どもが、週末等にボランティア家庭などの施設以外の一般家庭で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業について、宿泊日数の基準の緩和などの事業の促進を図る。

## (3) 施設退所者等への支援の充実

児童養護施設を退所する子ども等の就労・生活支援などを行い、退所後の地域生活を支援するなど、総合的な子どもの自立支援を推進する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,668百万円)の内数)

### ○地域生活支援事業（モデル事業）の創設（新規）

施設を退所した者等が、就労や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するとともに、同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うことを支援するなど、地域生活を支援するモデル事業を創設する。

### ○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進

児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに60か所を目標に設置を推進する。

### ○児童家庭支援センターの設置促進

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに100か所を目標に設置を推進する。

### ○身元保証人確保対策事業の推進

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。

## 2. 母子家庭等自立支援対策の推進

166,177百万円→171,021百万円

### (1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

8,755百万円

#### ○母子家庭等就業・自立支援事業（新規）

従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就労推進事業を追加するとともに、一般市においても同様の事業が実施できるよう新たに一般市就労・自立支援事業を創設し、就業・自立支援対策の充実を図る。

（母子家庭等対策総合支援事業（2,983百万円）の内数）

#### ○母子自立支援プログラム策定事業の拡充

直ちに就労に移行することが困難な母子家庭の母の就労意欲を醸成するため、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等を行う就職準備支援コースを創設する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

（母子家庭等対策総合支援事業（2,983百万円）の内数）

（ハローワーク分については職業安定局予算に計上）

#### ○母子家庭高等技能訓練促進費事業の見直し

看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、従来からの修業支援手当に加え、入学時に支給する入学一時金を創設する。

（母子家庭等対策総合支援事業（2,983百万円）の内数）

#### ○母子家庭の母等に対する知識実践習得コース（仮称）の実施（新規）

2,200百万円

（職業能力開発局予算に計上）

成長力底上げ戦略の一環として、職業能力開発機会が不足している母子家庭の母等を対象に、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練（知識実践習得コース（仮称））を創設し、実践的な能力開発を実施する。

#### ○マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化

1,962百万円

（職業安定局予算に計上）

マザーズハローワークと同様のサービスが身近な場所で提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

○養育費相談支援センター事業

71百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 162,265百万円

○児童扶養手当 157,225百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

※ 児童扶養手当の一部支給停止措置については、今後の予算編成過程において検討する。

○母子寡婦福祉貸付金 5,040百万円

知識技能を習得している間の生活資金及び技能習得資金の償還期限を緩和することにより、母子家庭等の技能習得を経済的に支援し、その就業・自立を促進する。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4,040百万円→5,142百万円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実等を図る。

○婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実

一時保護委託先における配偶者からの暴力被害者について、その処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため一時保護委託費の充実を図る。

(婦人施設措置費(2,142百万円))

○婦人保護施設における退所者支援の充実

従来、婦人保護施設退所者自立生活援助事業においては、対象者数にかかわらず一律に補助を行っていたが、これを対象者数に応じた補助方式に改め、退所者支援の充実を図る。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,668百万円)の内数)